

第10回産業分類検討チーム

日本標準産業分類改定案の参考資料
(製造業「糖類」について)

I. 現況等

1. 糖類の定義・区分

炭水化物のうち、ヒトが消化・吸収できるものを「糖質」、消化できないものは「食物繊維」といいます。

糖質のうち、単糖が1つ（単糖類）又は2つ（二糖類）のものを「糖類」といいます。「糖類」に含まれる単糖類にはぶどう糖、果糖、ガラクトースなど、二糖類にはショ糖（砂糖）、乳糖、麦芽糖などが含まれます（表1）。

糖類に該当しているもののうち、果糖、ガラクトース、乳糖は、現在、日本標準産業分類の「糖類」に含まれていません。

表1 糖質の区分・分類

種類			概要	日本標準産業分類	国際標準産業分類	
糖 質	糖 類	単糖類	ぶどう糖（グルコース）	果物や穀類などに含まれる	0953 ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	1062 澱粉・澱粉製品製造業
			<u>果糖（フルクトース）</u>	果物などに含まれる	0999 他に分類されない食料品製造業	記載なし
			<u>ガラクトース</u>	乳糖や寒天などに含まれる	1639 その他の有機化学工業製品製造業	記載なし
		二糖類	ショ糖（砂糖）	ぶどう糖と果糖が結びついたもの	0951 砂糖製造業（砂糖精製業を除く） 0952 砂糖精製業	1072 砂糖製造業
			<u>乳糖（ラクトース）</u>	ぶどう糖とガラクトースが結びついたもの	0914 乳製品製造業（処理牛乳、乳飲料を除く）	1050 酪農製品製造業
		麦芽糖（マルトース）	ぶどう糖とぶどう糖が結びついたもの	0953 ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	1062 澱粉・澱粉製品製造業	
	糖 類 以 外	少糖類	オリゴ糖など			
多糖類		でんぷん、デキストリンなど				
糖アルコール		キシリトール、ソルビトールなど				
その他		アスパムテム、ステビアなど				

（出所）厚生労働省「e-ヘルスネット」、独立行政法人農畜産業振興機構「砂糖類情報」、総務省「日本標準産業分類」、「国際産業分類」等を基に作成。

ガラクトースは、主に化学工業メーカーで製造され、試薬、試験研究用などの化学製品として取り扱われています。

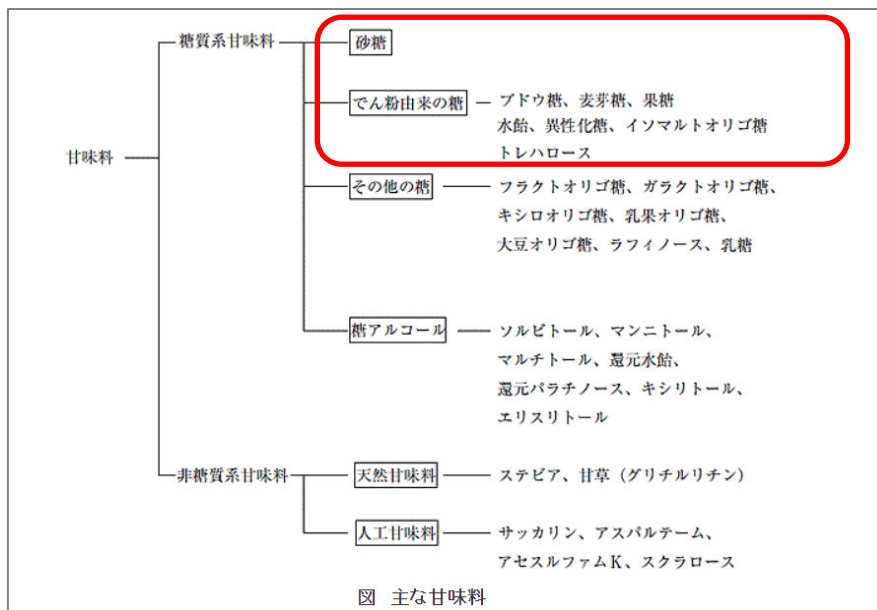
乳糖は、乳製品工場においてホエイ（乳清）を濃縮する過程で生じる副産物です。

2. 「甘味料」の定義・区分

独立行政法人農畜産業振興機構「砂糖以外の甘味料について」では、甘味料は「糖質系甘味料」と「非糖質系甘味料」の2種類に分類され、甘味料のうち、糖質系甘味料は、「砂糖」、「でん粉由来の糖」、「その他の糖」、「糖アルコール」に分類されます（図1）。

果糖は、でんぷんを加水分解後に異性化した糖液等を用いて製造されるため、「でん粉由来の糖」に含まれています。

図1 主な甘味料の区分



(出所) 農畜産業振興機構 (2017)

でんぷんを原料とする糖類は、文部科学省作成の日本食品標準成分表では、「**でん粉糖類**」とされています。でんぷんの業界団体では、でんぷんを原料とする糖を「**でんぷん糖**」と呼んでいます。

<日本食品標準成分表（抜粋）>
 （でん粉糖類）<澱粉糖類>
 （でん粉糖類）は、でん粉を加水分解（糖化）して製造される糖類で、糖化の程度によって、「粉あめ」、「水あめ」及び「ぶどう糖」に分類される。

3. 国際標準産業分類

糖類を一つにまとめた「糖類製造業」という分類はなく、主に原材料別に細分化されています。

乳製品を原材料とする「乳糖」は「1050 酪農製品製造業」、砂糖は「1072 砂糖製造業」、でんぷんを原料とする糖は「1062 澱粉・澱粉製品製造業」に分類されています（表2）。

表2 国際標準産業分類（糖類に関する分類）

中分類	小分類	細分類	詳細
10 食料品 製造業	105 酪農製品製造業	1050 酪農製品 製造業	低温殺菌、滅菌、均質化または超高温処理を施した取れたての液状乳の製造 乳をもとにした飲料の製造 低温殺菌、滅菌、均質化処理を施した取れたての液状乳からのクリーム ¹ の製造乾燥または濃縮乳の製造（甘みをつけているかないかを問わない。） 固体状の乳またはクリーム ¹ の製造 バター ¹ の製造 ヨーグルト ¹ の製造 チーズ及びカード ¹ の製造 ホエイ ¹ の製造 カゼインまたは乳糖 ¹ の製造 アイスクリーム及び、シャーベットのようなその他の食用アイスマilk ¹ の製造
	106 精穀・製粉業、澱粉・澱粉製品製造業	1062 澱粉・澱粉製品 製造業	米、ジャガイモ、メイズなどからのでん粉の製造 水などに浸してからの穀類の製粉 <u>グルコース、グルコースシロップ、麦芽糖</u> 、イヌリンなどの製造 グルテン ¹ の製造 タピオカ及びでん粉を調整して得られるタピオカ代用品 ¹ の製造 コーン油 ¹ の製造
	107 その他の食料品製造業	1072 砂糖製造業	サトウキビ、ビート、かえで及びヤシの汁から作られる <u>砂糖（蔗糖）</u> 及び砂糖代用品 ¹ の製造または <u>精製</u> 砂糖シロップ ¹ の製造 糖蜜 ¹ の製造 メープルシロップ及びカエデ糖 ¹ の生産

（出所）総務省提供資料を基に作成

（参考）

コーン油（国際標準産業分類では澱粉・澱粉製品製造業に含まれている）は、日本標準産業分類では「0981 動物油脂製造業（食用油脂加工業を除く）」に含まれており、コーン以外の植物原料の油脂と同様の製造方法（生産技術の類似性がある）となっています。

II. 改定案

現行の日本標準産業分類では、「糖類製造業」という名称でありながら、糖類に該当する「果糖」、「乳糖」、「ガラクトース」はそれとは別に分類されています。

乳糖は乳製品の副産物であり、ガラクトースは試薬などの化学製品であることから、両者はそれぞれ現行の分類のままとします。他方、「果糖」はでん粉由来の糖類であるため、でん粉から製造されている「ぶどう糖・水あめ・異性化糖」に移動する、以下の改定案をご提案します（詳細は、改定案及び新旧表をご参照ください）。

現行 095 糖類製造業

0951 砂糖製造業（砂糖精製業を除く）

0952 砂糖精製業

0953 ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業

<糖類に該当するが「095 糖類」に含まれていないもの>

果糖：0999 他に分類されない食料品製造業

乳糖：0914 乳製品製造業（処理牛乳，乳飲料を除く）

ガラクトース：1639 その他の有機化学工業製品製造業

改定案

095 砂糖・でんぷん糖類製造業 ← 「095 糖類製造業」から名称変更

0951 砂糖製造業（砂糖精製業を除く）

0952 砂糖精製業

0953 でんぷん糖類製造業 ← 「0953 ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業」から名称変更

「0999 他に分類されない食料品製造業」から果糖製造業を移動